

社会福祉法人 幸輪福社会 行動計画

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を次の通り策定する

1. 計画期間：令和5年1月1日～令和7年12月31日

2. 目標と取組内容

1. 管理職（部長以上）占める女性の割合を40%以上にする。

令和5年4月～ 職場と家庭において男女ともに貢献できる職場風土づくり。

令和6年4月～ 管理職候補となる男女労働者に対して管理職業務のイメージ形成の為に管理職育成研修を行う。

令和7年4月～ 女性労働者の配置拡大と多様な職務経験の付与。

2. 全労働者の平均勤続年数を現在の5年より1年以上伸ばす

令和5年4月～ 若手の労働者を対象とした仕事と家庭の両立を前提としたキャリアイメージの形成のための研修・説明会等の実施。

利用できる両立支援とハラスメント防止について労働者・管理者に周知する。

令和6年4月～ 業務の優先順位付や業務分担の見直しを行う。

令和7年4月～ 年次有給休暇を取得推進する取り組みを行う。